

規制・制度改革に関する分科会 議事概要

1. 日時：平成 23 年 10 月 18 日（火）14:31～15:56
2. 場所：永田町合同庁舎 7 階特別会議室
3. 出席者：
（委員） 岡素之（分科会長）、大室康一（分科会長代理）、安念潤司、大上二三雄、
翁百合、川本裕子、佐久間総一郎、各分科会委員
（政府） 中塚副大臣、園田大臣政務官、館規制・制度改革担当事務局長、
宮本行政刷新会議事務局次長、高島参事官、小村参事官

4. 議題：
 - （1）開会
 - （2）前回の分科会で出された意見について
 - （3）これまでの規制・制度改革の検討事項等について
 - （4）意見交換
 - （5）閉会

5. 議事概要：

○岡分科会長 ただいまから「規制・制度改革に関する分科会」を開催いたします。

皆様方には御多用中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

前回の分科会では、蓮舫大臣から我々に対して、従来の議論にとらわれることなく、ゼロベースで議論に臨んでほしいとの御発言をいただき、それを受けて、委員の皆様方には貴重な御意見を頂きました。

規制・制度改革を実現するためには、政治の強いリーダーシップが必要であるということ、委員の皆様方が共通して持っている認識であるとの印象を受けております。

本日は、前回に続きまして、規制・制度の在り方について、大局的・基本的な見地から、自由闊達な御議論をお願いしたいと思います。

なお、本日、中塚副大臣、園田政務官に御出席いただく予定ですが、公務により若干遅れて到着される予定ですので、申し訳ございませんが、到着次第、タイミングを見計らって御挨拶いただくことにさせていただきます。

また、本日御欠席の蓮舫大臣から委員の皆様方に向けたメッセージをお預かりしておりますので、冒頭に御紹介させていただきます。

1 点は、各委員から御提出いただいたメモは、自分も全て読み込みました。前向きな内容で誠に有り難く思っております。

2 点目は、過去の規制改革の教訓も踏まえた御意見など、大変今後の議論に資する内容であったと理解しております。

3点目は、委員の皆様は専門分野は違いますが、共通した視点は「国の再生」というふうに受けとめました。

4点目は、今日の分科会の議論では、委員の皆様において「何を集中討議するのか」に焦点を絞って議論をいただくようお願い申し上げます。

以上4点でございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

議題2の「前回の分科会で出された意見について」、事務局の高島参事官より説明いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○高島参事官 それでは、資料をおめくりいただきまして、資料1を御覧いただけますでしょうか。資料1、「前回の分科会で出された主な意見」でございます。

1で「基本コンセプト」。政治の強力なリーダーシップを求めるといような御発言がございました。

2. 「分科会の基本方針」。成果重視、各府省の主体的取組の支援・促進、政・官・民の連携といったような御意見。それから、府省の政務三役がきちんと改革意識を持ち指揮を執る形にしない限り無理だといような御発言がありました。

3. 「分科会の活動内容」でございます。

最初の○のように、課題への提案もございましたし、2番目の○のように、大きな問題は議論する上で避けて通れないといような御意見もございました。3番目の○のように、やるべきかどうかを議論する段階ではないといような御意見もございました。4番目の○、個別案件にもきちんと対処する新しいやり方をとる御意見もございました。5番目の○、細かいことの積み重ねの影響も大きい。6番目の○、消費者からも要望を集めたらどうか。一番下で、フォローアップも重要だといような御発言がございました。めくっていただきますと、一番上で、規制・制度改革への賞罰といような御意見もございました。2番目で、ナショナルセキュリティなどの観点から規制強化すべき分野もあるといような御発言もございました。

4番、「分科会活動を支える仕組み・施策」といたしまして、最初の○のような御提言もございました。2番目の○として、分科会委員が担当府省庁と調整することも有効ではないかといような御発言もありました。3番目の○、広報活動の強化についての御発言もございました。4番目の○、複数の府省や利害関係者で情報をオープンにして共有化してはどうかといような御発言もございました。5番目の○、国民へはベネフィットとコストの広報も大事だといような御発言もございました。

一番下、リスクや自己責任論も含めて国民に伝えるべきだといような御発言もございました。

簡単ですが、前は以上のような御意見がございました。

○岡分科会長 ありがとうございます。

それでは、併せて、次の議題であります議題3、「これまでの規制・制度改革の検討事項等について」、同じく事務局の高島参事官より説明いただきたいと思っております。よろしく

お願いします。

○高島参事官 めくっていただきまして、資料2をお出しただけだと思います。「分科会等の成果として過去に閣議決定された事項」ということをごさいますて、左側の黄色い箱がそれぞれの分野で分科会でまとめられました、分科会が出した改革の方向性でございます。

薄い紫色の四角がございますが、これが平成22年6月に閣議決定された内容。右下の緑色の箱が平成23年4月8日に閣議決定された内容。めくっていただきますと、グリーンイノベーションは2ページにわたっておりまして、グリーン色の緑色の箱が次ページにまでわたっております。次ページの途中から青い四角になりますけれども、青い四角は、本年の7月22日に閣議決定された内容ということになります。

では、グリーンイノベーションの分野から順に、今までの分科会の改革の方向性だけ、簡単におさらいさせていただきます。

1ページ目でございますけれども、グリーンイノベーションに関しての分科会での改革の方向性。黄色い箱の真ん中あたりでございますけれども、再生可能エネルギー設備の設置を柔軟に認める方向で行うべきだ、急速充電器やリチウムイオン電池などの改革を進めるべきだ、スマートコミュニティのために電気料金や需要家の選択の拡大に向けた改革を行うべきだ、電力の融通の円滑化を行うべきだ、3Rの推進を行うべきだ、というような方向性がグリーンイノベーションについてはこれまで出されてきたところでございます。

めくっていただいて、裏面までがグリーンイノベーションでございまして、その次のページに行きますと、ライフイノベーションにまいります。

ライフイノベーションの分野の左上の黄色い箱が分科会での改革の方向性でございます。

医療については、医療者の自律と主体的な経営を目指す、開かれた医療を実現し、グローバル化を促進する、イノベーションにより医療産業を成長させるといった方向性が出ております。

介護につきましては、介護はライフサポートサービスであって生活に密着した産業として発展していくことが必要だ、施設サービスか居宅サービスかという視点ではなく、柔軟な制度を再構築しよう、というような方向性が出ております。

保育につきましては、多様な事業者の参入の促進が重要だ、というような方向性が出てきたところでございます。

駆け足ですが、めくっていただきますと、ライフの次に農林・地域活性化分野が出てまいります。このうち、めくっていただいたページは、まず、農業についてでございます。

農業については、一番左に改革の方向性の黄色い箱がございますけれども、真ん中から下が改革の方向性でございます。

最初の○で、補助金交付を中心とした農業経営の自立を阻害する保護主義的政策からの転換。2番目の○で、農地の流動化の促進、農業の成長産業化。その次の○で、農業委員会の在り方の抜本的見直し、農地のゾーニングの適正化、農地所有権・耕作権の流動化、

効率的集積の促進といったようなことが考えられました。一番下の○では、食料安全保障のための農地の保全に重点を置くべきというような方向性も出されております。

めくっていただきますと、農業に次に、林業・水産業・地域活性化が出てございます。

林業・水産業・地域活性化について、左側の黄色い箱で改革の方向性が書いてございます。

まず、一番上が地域活性化についてですけれども、改革の方向性として、土地固有の歴史、文化、芸術、自然など、地域資源が十分に活用されていないんじゃないか、訪日外国人旅行客の誘致に潜在力があるんじゃないか、といったようなことが出されております。

真ん中が林業でございましてけれども、林業の生産性が低いとか、無秩序な皆伐がなされているといったような問題指摘の後に、それに対する改革の方向性が書かれております。

一番下に水産業がございまして。

改革の方向性としては、資源の悪化と過剰漁獲の要因である過剰投資を断ち切るべきである、というような御意見が今まで出されてきたところでございます。

駆け足ですが、おめくりいただきますと、次に、人材分野が1ページ出てまいります。

人材分野、左の改革の方向性ですけれども、最初の○が就労環境などの整備ということで、外国人材が就労しやすい制度の整備というのが出ております。次の○で、外国人材が安全・安心な生活を送れるような環境の整備を推進していくべき、というような方向性が出されております。

めくっていただきますと、次に、物流・運輸分野が出てまいります。

物流・運輸分野ですけれども、左の黄色い箱で改革の方向性ということで、真ん中からですけれども、最初の○で、リードタイム短縮、物流コスト削減といったようなことを進展させて、貿易関連手続の意義・効果を不断に検証するという方向性が書かれております。次の○では、運輸サービス事業者の国際競争力の向上、航空分野等における交通インフラの運用体制の改革という方向性が出ております。

大変駆け足で済みません。めくっていただきますと、金融分野が出てまいります。

金融分野、左側、改革の方向性でございましてけれども、最初の○が、我が国企業の成長、再生支援。2番目の○が、市場や取引所の整備、活性化。3番目の○として、グループ経営の円滑化といったことが方向性として出されております。

めくっていただきますと、IT分野が1枚出てまいります。

次のページ、IT分野ですけれども、真ん中から下、改革の方向性ということでございまして、最初に、利用者本位の市場環境の整備。2番目として、健全な事業者間競争。3番目として、ネットワークサービスの高度化・低廉化といったような方向性が出されております。

駆け足で恐縮ですが、最後のページに、住宅・土地／その他分野というのが出てまいります。左側の黄色い箱の下から半分でございましてけれども、改革の方向性としては、最初の○で、「老朽化した建築物の円滑な更新の促進」。次の○で、「官と民の連携等による

まちづくり・すまいづくり」といったような方向性が出されております。

大変膨大な情報を駆け足で申し上げましたけれども、いずれも分科会で方向性が示されて、それに対して、今まで答えが出てきた閣議決定を右側に整理してあるということでございます。

今のが資料2でございますけれども、次に縦書きの資料3というのが縦長の資料で出てまいります。

これも前回の議論で、第1クール、第2クールで何ができていないのかというのを整理してくれという御発言があったかと思っておりますので、事務局の方で、第1クールの報告書の今後の検討項目とされた項目、第2クールの報告書で、合意に至らなかった項目及び大震災のため継続協議とした項目といったところで掲げられている項目を抜粋したものでございます。

まず、グリーンイノベーションの分野では、第2クールの報告書では、「民有林における開発許可の見直し」から始まる、そこにある17項目が合意に至らなかった項目及び継続協議となった項目ということになっております。

それから、真ん中から下、ライフイノベーション分野がございますけれども、ライフイノベーションは、第1クールの報告書では2項目。上の「訪問看護ステーションの開業要件の緩和」は、第2クールでも引き続き扱われましたが、2項目。

その下の第2クール報告書の中では、そこに掲げてある7項目。「医療保険におけるリハビリの日数制限の見直し」から始まる7項目が合意に至らなかった項目ということになってございます。

めくっていただきますと、ライフの次に、農林・地域活性化分野が出てまいります。第1クールの報告書では1項目。「農家民宿等の宿泊施設のさらなる規制緩和」。第2クールの報告書では、「非加熱果汁のボトリングを可能とするための基準緩和」から始まる、そこに掲げてあります8項目が掲げられております。

次に、人材分野では、第2クールの報告書でその2項目が掲げられております。

その次に、物流・運輸分野。これも第2クールの報告書の中では、そこにある航空が2つで、内航海運1つ、3項目が掲げられております。

その下、金融分野では、第2クール報告書から、そこがございます2項目が掲げられております。

その下のIT分野では、第2クールの報告書で、「道路拡張工事等に伴うケーブル移設工事費用の負担軽減措置」から始まる5項目が掲げられております。

一番最後、住宅・土地分野におきましては、第1クール1項目、第2クール1項目、計2項目が掲げられております。

余りに駆け足で申し訳ありませんけれども、以上のような項目が、第1クール、第2クールの残った項目として整理されます。

もう一つ、済みません、続けさせていただきます。横長の資料4というのが次に出てく

るかと思っておりますので、お手元にお出しください。

資料4は、先週の14日まで私どもの方で集中受付をいたしました「国民の声」の受付状況を早急に御報告するものでございます。

まず、1の受付状況でございますけれども、前回の集中受付終了後から今回の集中受付終了後までで、総計3,841件の国民の声を寄せていただきました。うち、集中受付期間では1,217件寄せていただきました。

投稿手段としてはインターネットと郵送でありますけれども、インターネット58%、郵送42%ということでした。

③の提案主体ですけれども、個人の方が78%ということでした。

提案事例、まだ、14日に締め切ったばかりで、中身を精査中で、まだまだこれからなんでございますけれども、取り急ぎ、提案事例の目についたものを例示的に拾い上げてみますと、ここに掲げているようなものになります。これを一々御紹介はしませんけれども、今までこの分科会でもお題にされてきた内容がかなりの程度含まれているかと思っております。第1ページ目の左側が環境・エネルギー、右側が健康関係でございます。

めくっていただきますと、裏側の提案事例、続けますと、Ⅲ．アジア経済戦略関係と整理しますと、そこに掲げているような項目、左下の観光立国・地域活性化関係ということでは、そこに掲げてありますような項目、右上の科学・技術・情報通信立国戦略といったような分野では、そこにあるような項目、右の真ん中の雇用・人材戦略、右の下が金融戦略ということで、様々な御意見が出てきているところであります。

済みません、余りに簡略な説明で恐縮なんですけれども、もう一つだけ御説明させていただければと思います。そこからあとは、資料5-1から始まって、資料5-7までです。各委員からの今日お寄せいただいた御意見のペーパーが並んでございます。これは後ほど御紹介をいただければと思いますけれども、資料5-7の後ろ、最後に参考資料というのが出てまいりますので、御覧いただければと思います。

参考資料ですけれども、これは、主に内閣府なり、内閣官房の方で、それぞれのテーマごとに私ども以外にもいろいろなテーマを扱う部局がございまして、それらの部局では、それらのテーマの中における規制改革も扱われております。そういうことで、私どもと関係がございまして、私どもと関係がある各分野の総合調整を担う他の分野ということで、ここに掲げてございます。

まず、一番上が復旧・復興。これは復興本部の方でやっておられまして、今、現在、東日本大震災復興基本法というものに基づいて、復興特区法その他の検討をしておられます。

2番目のエネルギーでございますけれども、これはエネルギー・環境会議というのが動いております。こちらの方で規制改革も含めたいろいろなエネルギー・環境対策が議論されております。

3つ目の経済連携関係ですけれども、FTAAP・EPAのための閣僚会合というものが開催されておられまして、こちらでもその中に一部規制改革も含むものが扱われておりま

す。

4番目に、医療では、医療イノベーション会議という会議体がございます、こちらも議論が続いているところでございます。

5番目に、知的財産に関しましては、知的財産戦略本部ができております。こちらでも知的財産に関わる規制改革の関係も扱われております。

それから、下から2番目で特区関係でございますけれども、復興特区は復興本部で扱っておりますけれども、それ以外に構造改革特別区域推進本部と総合特別区域推進本部がございます、それぞれ法律に基づいて規制改革も含めた特区が推進されております。

一番下の新成長戦略の関係では、現在、新成長戦略実現会議が設置をされておまして、議論が行われているところということでございます。

以上のように、私どもと関係する他の組織としては、このような例があるということをお紹介させていただければと思います。

以上でございます。

○岡分科会長 ありがとうございます。

それでは、これから規制改革を進めるに当たって、大局的・基本的な議論を行うための意見交換の場とさせていただきたいと思っております。

この議論には、委員の皆さんだけではなく、出席している事務局も必要に応じて参加することを認めます。発言の際には挙手いただければと思います。

それでは、議論に先立ちまして、各委員の皆様から事前に御意見を資料で頂いております。それぞれの委員から、恐縮でございますが、2～3分でポイントを絞って、御自身の資料の御説明をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

私が提出している資料5-1については、後ほど御紹介いたしますので、大室委員から、資料5-2から御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いします。

○大室分科会長代理 それでは、私の意見を申し上げます。

まずは今回の規制・制度改革に関する分科会の基本的な考え方や、目的について、方向付けをきっちり行う必要があると思っております。規制改革は、公共事業もままならない財政状況の中で、日本経済を再生させる、成長させるという大きな目的を持っていると私は考えております。

特に都市について申し上げますと、大都市と地方都市とでは、規制の中身、あるいは支援の中身は違ってくるのではないかと、全国一律に考えるのではなく、各地の実情に合った形で考える必要があると考えております。

事務局の資料に特区が2つ、構造特区と、総合特区があります。私が属している業界の中には、都市再生特別措置法という法律があり、その中には特定都市再生緊急整備地域、や都市再生特別地区があります。これらと、国際戦略総合特区は非常に似通った目的の制度となっています。根拠法が異なることから複数の制度が存在しており、今後、縦割りの弊害が出てくるのではないかと懸念しております。規制改革と併せて、政策目的に応じて組

織横断的な司令塔もつくっていかないと、効率的な規制改革が実行できないのではないかと考えております。

それから、地方都市においては、非常に政治的には困難な部分があると思いますが、過疎地域、いわゆる廃村寸前のところでも公共投資が行われており、選択と集中という考え方を国がより積極的に打ち出していないといけないのではないのでしょうか。要するに、1つは縦割り行政による弊害をなくし規制改革を効果的に進めるためには総合的な司令塔をつくる必要があること、それから、規制改革にも選択と集中の考え方が必要であるということをお願いいたします。

それから、本年の分科会は、岡会長から「成果重視」という目標が示されました。成果をあげるためには、分科会のメンバーが折衝の部分に至るまでかなり関与する必要があるというのが次の○です。

それから、ページをめくっていただいて、規制は、国だけじゃなくて地方にもたくさん存在しており、ここについても改革を進めていく必要があるのではないかと提言です。

私どもの業界で言いますと、例えば環境条例や景観条例という規制があります。国が規制をつくると、今度は、都がつくり、更にそれを上回ることを区で行うなど、元は1つの規制が2段階にも3段階にもできており、それぞれ整合性はあるのですが、個々の地域で勝手に規制が強化されていくのはおかしいのではないかと申し上げさせていただきます。

最後に、国民の意識を喚起する観点から、先ほどの広報活動の問題もありましたが、我々はこの規制改革に関する情報公開を徹底し、もっと改革の必要性を外に訴えていく必要があるということをお願いいたします。

○岡分科会長 ありがとうございます。

では、続きまして、安念委員から資料5-3のポイントについてお願いします。

○安念委員 私は、前回も申しましたように、規制・制度改革の唯一ではないが重要な目的は、日本の産業の生産性を高めることであると考えております。ただし、今後どのような産業が成長するかといったことを政府が予測することは不可能であると私は考えております。もしそういうことができるなら、官僚自らが投資家になって大金持ちになれるはずですが、そういうことは聞いたことがありませんので、そういうことは予測不可能であるという前提に立たなければならないと思われまます。

日本経済の不振の原因は、結局のところ、非効率な部門あるいは企業に資本や労働力が張り付いて、それがより効率的な部門や企業に移動しなかったということにあるのでしょから、そのような移動を妨げている制度的な要因を取り払うということが政府にできる恐らく唯一のことであって、それをやってもだめなら、もともとだめだったんだというふうに思う以外にはありません。

具体的には、農林漁業への参入自由化。もちろん企業の参入自由化ということですが、それから、電力産業における発送電分離、TPP交渉への参加、電波オークションの実施、

混合診療の解禁、学校選択制の拡大、法人税の減税（若しくは廃止）、消費税の増税などは、既に是非を論ずる段階ではない。実現の具体的な手順だけが議論されるべきではありません。

なお、貿易に関して申しますと、細かい問題に見えますが、非関税障壁の問題は古くて新しいものでございまして、現在では相互認証が広く認められておりますが、輸入に当たって当局が詳細な資料の提出や翻訳文の提出を求めるなど、現実には非課税障壁として機能しているプラクティスが残存していないか、点検する必要があると考えております。

復興支援との関係で、規制改革が大きく貢献することができるのは、まだそんなにはないだろうと思うんですが、法人税の廃止や漁業権の開放など、当面金額的に大きな成果は期待できません。もちろん法人税の廃止なんて言ったって、ほとんど赤字の企業ばかりになってしまうんですから、法人税があったってなくたって同じなんですけれども、原理的な意味では非常に大きな意味がありますので、この復興と我々々が積極的に連携すべきであると思います。

それから、公的債務が巨大なまま高い経済成長を実現した例は、私はないと思っております。既に福祉の支出は膨大になっておりますが、当然のことですが、嫌な言い方ですけども、福祉の水準を削減する以外に財政の健全化を実現する方法はございません。それは公務員住宅一つ潰したところでどうにもしようがないのでして、これはこう言うしかないんだから、そうであると。

それから、長期雇用か非正規しかないという現在の雇用制度を変えるべきである。これは解雇規制の自由化というか、解禁ばかりが叫ばれておりますが、そうではなくて、労働と労働の在り方、あるいはワーク・ライフ・バランスというか、そういうものの多様性を認める。ということは、契約の多様性を認め、契約した以上は、企業もそれを厳格に守らなければいけないという、そういうカルチャーでなければならないと思っております。そうでありませんと、とにかく労働生産性はもちろん高まらないでしょうし、男女間の賃金格差は日本は先進国最大でございまして、こういう恥ずかしい状態を直すこともできないと思っております。

ついでに申しますと、以上申しましたことは、当分科会だけでできることではありませんし、もう既に、先ほど高島参事官から御紹介がありましたように、他のところでもいろいろ検討されているということです。私どもだけでやる必要はありませんけれども、全体の構成はこういうものであるべきだと思います。我々はそのある一部分を担うことになればよろしいと考えております。

ありがとうございました。

○岡分科会長 ありがとうございました。

引き続きまして、大上委員から資料5-4についてのポイントを御説明いただきたいと思っております。

○大上委員 それでは、私の方は、40代半ばの実践をしている人間という目線で、かな

り具体的な話をしていきたいと思います。

まず、1 ページを御覧いただきまして、「40 代次世代リーダー達の声サマリー」。これは、私の周りにいる何十人の人間の声をまとめたものです。

端的に言えば、日本の企業が今、本部機能をシンガポールや香港に移しつつあると。そうすると、成長セクターへの投資だとか人材だとか、全部外に行ったまま出てこない。日本に金も返ってこないんです。人間も。日本企業すら既に足元から抜け出しつつある。それも規制制度の問題が強いがゆえに。税金を含め。そういうような実態にもどかしさを感じて、何とかしてほしいと考えているのが彼らの多く語っております声です。

次のページを開けていただきまして、私は第1 クールからここまでやってまいりまして、どこが本質的な課題、なぜ改革ができないのかと考えたときに、この5点、挙げさせていただきます。

1つは、当事者である人間には自らの職務の壁を超えることが難しいと。政治主導ということが必要だと。

それから、省全体で反対するような規制・制度改革がございます。農業もそうでしょうし、かつての航空規制などもそうです。そういうものについては、大臣が強い意思を持たない限りは決して実現できない。外の人がいかにやってもだめだと。当事者である大臣がいかにそういう決意を持つかということが重要であり、それは、なканずく総理大臣の強い意思ということになるかと思ひます。

それから、規制制度の技術基準には時代遅れのものが山積み。あえて端的な言葉を使いますと、小さな原子力村、予算規模 1,000 億単位のものが各省には1つ2つ必ずあると思ひていいんじゃないかなと思ひます。こういうものをどう題材に上げて攻撃をしていくかということが重要ではないかと思ひます。

それから、省庁の管轄を変えるようなものは、霞が関仁義というものがあるんでしょうか。提案しましてもそもそも議論になりません。そういう意味では絶望的でありまして、やはりこれも政治が自ら動き、意思決定しないと難しい。

それから、個々の規制制度には、当然できたときの理由がありまして、理論で頑張ると、とことんどっちが正しいとか、そういう押し合い引き合いになってしまう。だから、先ほど閣議決定したものの中でも、「23 年度検討開始」なんていう閣議決定が項目に並ぶようなことになってしまう。要は、塹壕をつくられ持久戦を挑まれると、常に時間切れで終わってしまうから、尻を切って、むしろ彼等に責任があると宣言する。現在の規制制度に関しては先方に挙証責任がある。そういったロジックをいかにつくるかということが重要ではないかなと思ひます。

そういう意味で、私は3つの方向性を挙げさせていただきます。

1つは、細かいものを並べると消耗戦になってしまいますので、関連テーマを取りまとめて大きな課題として、優先順位をつけて短期決戦に挑む。

それから、細かいものを着々と処理していく制度を構築してルーティーン化するという

ことも必要ではないかと。

それから、規制制度の枠組みそのものというよりも、むしろ法律そのものが陳腐化して、もうどうしようもない。例えば、建築基準法や農地法というのはそういう法律だと思うんですが、こういうものは法律の大改訂をそもそもやるんだということを根源に立ち返って認めさせる。そういうような規制制度よりもっと手前の、法律としての問題というようなところからアプローチしていくことが必要ではないかと思えます。

以下、取り組むべきテーマと優先順位や原則、それから、そういった優先順位を私なりにロジックとして導きました「「新成長戦略」を実現するための規制・制度改革」というところについては、今回、説明は割愛させていただきます。

最後に、私が関わった新政権になって非常にうまくいった規制・制度改革、これは航空の規制改革だと思います。私は、国土交通省成長戦略会議の委員として、このプロセスの頭からお尻まで立ち会いました。やはり必要だったのは、政治の強い意思による羽田の国際化、それから、JALの法的整理。そういうことをやったがために、今や羽田に刺激されて、成田空港の離発着回数が年間20万回から30万回になる。羽田はターミナルを倍増して、国際線6万回、そして10万回やる。ビジネスマンはみんな羽田から海外出張に出発して喜んでいる。そして、日本にLCCが3つできました。そういう方向で物事が動き始めているわけです。要は、小さな原子力村であった航空規制でも、政治の意思があれば、ここまでできるという、そういうものを幾つ今回重ねてやっていけるのかというのが、私は非常に重要なテーマであり、そこは政治の意思に期待するところが大だということを改めて述べさせていただきます。

以上です。

○岡分科会長 ありがとうございます。

それでは、翁委員にお願いしたいと思えます。前回、ペーパーを出していただきましたけれども、今日はちょっと時間を使っていただいても結構ですから、資料5-5をお願いします。

○翁委員 私のペーパーの真ん中ほどに書いてありますけれども、私が規制改革を実現しなければならない理由として考えておりますのは2点でございます、1つは、日本が持続的な成長を実現し続けていくということが1つ目。2つ目は、国民が安価で質の高い商品やサービスを得ることができるという、その2点が非常に規制改革を進める理由であると考えております。

そうした前提に立って、私も何人かの方々がおっしゃっておられましたけれども、やはりこの政権として規制改革を進めていくんだという政治的な意思が明確になっていく。それによって初めて各省の大臣が動き、そして官僚がそういった方向に動いていくという方向になってまいりますので、その意味で、とにかく政治的な意思が明確になってくということが極めて重要であると思えます。

そういうことによって政府一体としての取組にしていくということにいたしませんと、

なかなか進まないと思いますし、また、今までは、どうしても供給者の目線が多かったと思うんですが、もう少し「国民目線」というのを打ち出して行って、政治主導で進めて行ってはどうかと考えております。

具体的には、一番上の○になりますけれども、やはり大きく改革が必要な分野は、医療や農業ということだと思っております。農業に関しましては、今回、TPPの議論がどうなるかということと関連してまいりますけれども、TPPの議論だけでなくFTAとかEPAとか、いろいろな議論で、農業の参入の自由化とか生産性の向上というのは避けて通れない、日本の産業の生産性を上げていく上で極めて重要なものだと思っておりますので、農業や、また混合診療なども含めた医療改革というのがどうしても改革として必要な分野だと思っております。この他には、雇用とか、エネルギーの分野というのは、どうしても必要な重要な分野ではないかと思っております。

短いクールでございますので、焦点を絞ってこういった分野について取り組んでいく必要があるのではないかと思っております。

それから、ここには書いてございませんが、1つの手法として、先ほど大室委員がおっしゃっておられましたけれども、縦割りではなかなか進まないものを横割りで進めていくという視点も大事ではないかと考えておまして、その意味では、大都市とか地方都市といったことで、それをどういうふうに住みやすい、生活しやすい生活基盤にしていくかという視点で、いろいろな規制改革を総合的に横割りで進めていくという考え方もあるのではないかと私も考えております。

あと、最後、下から2番目になりますけれども、一つひとつの小さな規制改革、分野によっては積み上げによって効果が上がっている部分もございますので、今後、先ほども御紹介がございましたけれども、国民からの要望を広く集めて取り組んでいくんだ。それ自体も広報でございますし、やはりそれ自体が我々の姿勢でもあると思いますので、そういったことも地道に進めていくということも重要ではないかと思っております。

以上です。

○岡分科会長 ありがとうございます。

では、続きまして、川本委員、お願いいたします。5-6の資料でポイントをお願いいたします。

○川本委員 ありがとうございます。規制改革の全般については、先週申し上げたとおりですので、今日は検討の進め方についてお話をしたいと思います。

基本的な考え方として、規制改革というのは、民間企業、消費者の活動の選択範囲が拡大することで、これによって雇用が拡大して、創意工夫、イノベーションが強化される。国民が結局価格低下や新たなサービスを楽しむことができるという成長戦略の基本の基本であるということが分かれなれないといけない。これがないがしろにされているので、なかなか広まらないということもあると思いますので、この基本はここで確認をしたいと思っております。

それから、民間の自由な活動範囲が拡大すれば、社会的な規制の守備範囲が拡大する場

合もあるということで、この場合は規制の改革ですね。体制強化ということもありうると。逆に、参入規制とか価格規制などの経済的規制は原則禁止。これは 90 年代に確認されていたことだと思うのですが、そこも申し述べたいと思います。

今日の話で何を集中討議するのか考えるべきと蓮舫大臣もおっしゃっていたようですが、何をということでは、やはり分科会レベルでは、骨太のものを2つでも3つでもと思います。申し上げれば、第一次産業への株式会社の参入とか、いろいろな委員の方がおっしゃいましたけれども、混合診療、法曹人口の拡大、同一労働同一賃金、このうちの2つでも3つでもできればいいのではないかなど。逆に言うと、それぐらいの目標設定でないと、またあれもこれもということで何もできないで終わるというのは一番避けなければいけないシナリオだと思っています。そういう意味では、この分科会レベルで、これから、課題、シナリオというのをきちんと集中議論したいと思います。

一方で、翁委員もおっしゃいましたけれども、ボトムアップアプローチは継続すべきだと思います。ただ、「国民の声」という、先ほど事務局から御説明があったんですけども、あれが募集されているということは、私は新聞を毎日読んでいるんですが、存じ上げなかったんですね。授業で2回か3回は規制改革のところを取り上げるので、何人かの学生は非常に興味を持っているんですけども、その学生からもその話は聞いたことがないので、国民の声をきちんと募っているということは、方向性としてももう少しいろいろな人がもうちょっと知っていてもいいのではないかなどと思いました。

それと、よくある、官庁がこういうものを集めると、40代主婦と書いてあっても、実は業界の方たちが書いた紙だったりとか、そういうことも大いにあるわけですから、そういうことのないようにしていきたいなと思います。

今はWhatの話だったんですけども、Howですけども、特にここを私は強調したいんですけども、改革案のドラフティングを委員の直接的な責任の下に行うことが必要だと思っています。民間の委員ができることは何かということを見極めるべきで、そこについてはドラフティングをきちんと責任を持って行うということで、そういう意味では、メンバーをこの点でこの分科会メンバー以外に強化する必要があるのではないかと、官庁のことを本当によく分かっておられて、法律の知識もある方が必要なのではないかと考えています。

最終的に閣議決定にならなければ、そしてそれが法律の改正とかにつながっていかねば効果は出ないわけで、それに対して3つの段階で策定することが望ましいのではないかなと思います。1段階目としては、担当課長を公開でヒアリングをする。それから、その省庁の責任を持っておられるレベルの方、次官でも官房長でも、そのレベルの方と折衝をする。これはもちろん公開である必要はないと思います。それで、最後に、残された論点について政治折衝を行政刷新担当大臣と担当省の政務三役が行うというようなことが必要なのではないかなと思います。

こういうふうに申し上げますのにも、やはり官僚の方たちのインセンティブについての

深い洞察が要ると思うのですね。民間企業のアナロジーで考えるべきではなくて、お役所がどういうふうに反応するかは、担当者の業績評価と密接に絡むわけですから、改革に前向きに取り組むことがプラスの評価になるように、霞が関に徹底してインセンティブシステムをきちんと見直さない限り、また表層的なものに終わってしまうのではないかなと非常に懸念をいたします。

以上です。

○岡分科会長 ありがとうございます。

では、最後になりましたけれども、佐久間委員、お願いします。5－7の資料をお願いします。

○佐久間委員 お手元の資料に書いてあるとおりです。

まず、説明を簡単に。これは、前回、分科会長の御提案、まさにそのとおりだと。成果重視。これは当然法令改正までいくと、こういうことだと理解しています。その点で言うと、先ほど御説明いただいた今までの成果というのは、内閣での閣議決定というのが法令改正につながっているかどうかというのは、私は素人なのでよく分からなかったところがあります。ですから、見直すということが決まるのではなくて、当然、その結果、法令が変わったと。法令改正が必要な場合ですね。ということだろうと。あと、政治による強いリーダーシップで高いレベルの関与、あと、政・官連携、これは王道だと思いますので、そういう進め方だろうと。

あと、テーマにつきましては、もう皆さん、規制・制度改革の目的が、経済の再生、持続的な成長等々にあると。更に言えば、その鍵となるのは、日本の場合、技術の進歩ということではないかと思います。もちろんそれは供給サイドという見方に偏らざるを得ないというところがありますが、やはり何といても、日本の場合はものをつくって生活していくというのが基本だと思いますので、技術の進歩、そのための社会システムとのタイムラグ、これを短くする。あと、必要な規制はタイムリーに導入するというところだろうと。

規制というのが技術進歩を生む場合があります。それが適正な場合。例えば、かつて自動車の排ガス規制が行われた。これによって自動車も非常に技術が進歩し、例えば私がいま鉄鋼業、これも今や、強くて軽くて、加工しやすい、当時では夢のような3つ完全に異なるものを実現する鉄板というのが出来上がっていると、こういうことです。ただ、それが失敗すると、これは私は専門ではありませんが、携帯電話のような問題になったりするというところで、やはり必要な規制というのがタイムリーに導入しなければいけない。こういうところを見ていく必要があるだろう。

2番目に書いてありますのは、当たり前のことを書いてございます。

一番最後、個別案件のフォローアップ。これも重要で、特に、なぜ今までいろいろ多くの要望があって、それが実現できていないのかという中身について、やはり検証が必要だろう。それがそもそも要望内容に問題がある場合も当然あると思うんですね。というのは、経団連のいろいろ出している要望にしても、業界の要望にしても、別に全体の最適解を求

めるというわけではありません。場合によってはある1社が要望する。それに対して反対がなければ、当然経済界の要望として出てくるわけです。それが悪いということでは決してない。ただ、それが社会全体として見て適正ではない、不要だ、必要ないという判断があるならば、それが開示されないと、無駄なことになってしまう。もしくは知恵が出てこないということです。こういう理由でそれは法令改正しない方がいいんだというならば、じゃ、どういうことを気を付ければ改正されるのかと、こういう議論になるので、その辺の開示。

あと、そもそもプロセスの問題というのがあると思います。プロセスの問題というのは、最後、政治に行き着くわけです。私がかつて関係したもので公取委の審判制度の廃止という、これはある意味では大変な大改革で、3度、これは閣法ですから、政府で決まった法案が国会に出されていながら、審議されずに継続審議。これなどはなぜ実現されないのかと、こういうことです。

そういうものから、中には省庁間の問題だとかスタッフィングの問題。これはこの分科会での問題ではないんですけれども、例えば社会保障協定というのはずっと経済界がやってくださいと。これは非常に単純で、それができれば、目の前から何億、何十億という費用が節約できるわけです。ところが、これが長い間なかなか進まなかった。最近かなり進んでいますが、進まなかった。この理由として当初言われていたのは、スタッフがいませんということが言われていたわけです。もし本当にスタッフがいないのであれば、ある意味では受益者である我々がお金を出してやってもいいわけです。1億出しても、それで何十億のコストセーブがすぐできるわけですから、そういうやり方だってある。現に、ある国というか、先進国の多くでは、許認可というのが有料になっている国もあります。これはですから、ある意味でお上が決めるのではなくて、それは一種のサービスとしてやる。したがって、非常に速い、無駄もしない、こういうことにもなります。ですから、本当にそこが問題なら、そういう解決法もあるということで、いずれにしても、なぜ個別案件が実現しないのかという問題については分析が必要だろうと思います。

以上です。

○岡分科会長 ありがとうございます。

では、今から残りの時間で意見交換をさせていただきますが、私からの提案で、これを前半のパート1と後半のパート2に分けて議論いただきたいと思います。「規制改革は何のためにするのか」という点については、今日も委員の皆さんから、「持続的経済成長を維持する」とか、「成長戦略を実現する」とか、「国民の生活を向上させる」といった御意見を頂いており、ここは割と簡単に合意に達するのではないかと思います。また引き続き必要であれば、第3回以降、そのテーマでも議論したいと思うんですが、今日は、前半のパート1で、「規制・制度改革の成果を上げるための仕組み」についての意見交換をさせていただきます。

その上で、後半のパート2では、今日も各委員の皆さんから既に触れていただいております。

ますけれども、「第3クールで重点的に取り組む、あるいはやっていく分野はどんなところなのか」ということについての議論をしたいと思います。そして、パート1もパート2も、その議論を次回の分科会につなげていきたいと思います。今日、結論は出ないと思いますが、自由闊達な御意見を頂きたいと思います。

早速、パート1のイントロで、今日、皆さんにお配りしている仕組みの案でございます。下段を見ていただきたいんですが、「改革の実現性を高める仕組み」ということで、6点、これを全部やるかどうかはともかく、ちょっと整理しました。

1つは、今日もありましたけれども、政治のリーダーシップを引き出す「仕組み」というのをどうやってつくるんだと。もちろん我々の親会議である行政刷新会議というのがありますから、これを大いに活用しながら、ということになると思うんですけれども、その仕組みづくりをどうしようかと。

2つ目は、各省庁がより主体的・積極的に取り組み得る「仕組み」。先ほどの委員の意見の中にもインセンティブの話、評価の話がありました。そんなことも含めながら、どういう仕組みにしたら、より彼らが主体的・積極的に取り組んでくれるのかということですね。

3点目は、複数の省庁に関わる規制・制度を効果的に改革する「仕組み」というのはどんなものが考えられるのか。

次に、分野の方の関係になりますが、「政権の重要課題」というタイトルで書いてありますけれども、これについては、先ほど復旧・復興のところにおける復興本部、あるいはエネルギー関係のところのエネルギー・環境会議等々、主担当として進んでいる組織が存在しております。そことの連携をする「仕組み」といったものも考える必要があるのかなというのが4つ目でございます。

5つ目は、「国民の声」、あるいは各種団体から多岐にわたる要望が上がってきます。これを効果的に実現する「仕組み」として、今までの第1クール、第2クールでやったようなやり方でよろしいということなのか、工夫が必要なのかというような視点から議論したいと。

最後は、今日も出ましたけれども、フォローアップですね。長年の懸案事項、これを実現していくための「仕組み」として、どんなものを考えたらいいか。こういういわゆる仕組み論を、非常に限られた時間ではありますが、私のペーパーをたたき台にさせていただいて、御意見を頂ければありがたいと思いますので、ひとつよろしく願います。

いかがでしょうか。

さっき大上さんが航空の分野で成功例のお話をいただきましたよね。あれは、国交省の中で、もちろんいろいろ民間の声を聴きながら、彼ら独自にやった結果なんですか。

○大上委員 そうですね。

○岡分科会長 そういう理解でよろしいですか。

○大上委員 はい。どういうことがあったかということ、前原大臣が大臣に就いて、初めは

彼がいろいろ言い出したんですよ。それで、国交省の方が政務秘書官をつけたんですね。今度、政務秘書官をつけたら、彼が使い勝手がいいものだから、これでは足りないから、もっとチームをつくれと。政務三役政策審議室という7人のメンバーを集めた。ただ、ポイントは、彼より全て若い人間にしたんです。秘書官が彼と同じ歳。それから下、30代半ばぐらいまでの7人の侍をつくって、とにかく彼らをひたすらこき使ったんですよ。

ただ、彼らも最初は訳も分からず狭間にされて、自分たちがボロボロになるんじゃないかという危機感を持ったんですが、そのうち、だんだん省内でもやる気のある人たちが「やろうじゃないか」という声がどんどん出てきて、結局、彼らがぎりぎり高い球を通していくようなアイデアをどんどんつくって行って、大臣の手足となって動くことができ、最後は、旧運輸系は少なくとも航空、船舶、ああいうのはやろうじゃないかと、そういうふうには半年ぐらいかけてなったんですね。

○岡分科会長 半年でできたんですか。

○大上委員 そうなんですよ。まあ、半年ぐらいになってできたというのは正しくない。半年ぐらいたって人事をやって、1年ぐらいして定着したと、そういう感じですね。

○岡分科会長 ありがとうございます。今のお話に何かヒントがあるような気がします、これはまさに各省庁のより主体的・積極的に取り組む仕組みの一つの成功例といえますか、具体例で、そういうやり方をすれば、各省庁が自発的にどんどん改革していく可能性があるということですね。

○大上委員 可能性があるということです。

もう一点だけ。じゃ、そこから学ぶべきレッスンが何かというと、各省庁、あるいは省庁横断テーマをやるときに、若い人はいいんですよ。40代だったら、まだ先のことが心配じゃないから。それから、50代の人で、天下りを捨てて、自ら生きようと思っている人がいるんですね。これもいいんですよ。要は、そういう人たちをいかに省庁横断とか各省庁のリーダーにして、そういう人たちにしがらみなく物事をやってもらえるかと。結局は、リーダーの選び方が私はすごく重要だと思います。

○岡分科会長 今のお話は、大臣を含めた政務三役が全面的にサポートしたというか、リードしたわけですね。

○大上委員 そういうことです。

○岡分科会長 そうすると、まさに私のペーパーの1番と2番をドッキングさせた成功例とも理解できるんですけどもね。

○大上委員 そうですね。いまだに仲よく同窓会とかをやっています。

○岡分科会長 それから、彼らにインセンティブはあったんですか。

○大上委員 彼らのインセンティブは、やはり国のためにやるべきことをやると、こういう志じゃないですかね。

○岡分科会長 他にいかがでしょうか。川本さん、何かありませんか。

○川本委員 今のお話も、私は詳しくは存じ上げないのですが、羽田の国際化も自

民党時代から決まっていたことですね。既に決まっていたこと。それを前原大臣がエンドースされた。

○岡分科会長 実行された。

○川本委員 そうです。なので、その仕組みに非常に大きく依存していたのかなということについては、ちょっと。

○大上委員 1点だけ。運輸省のOBの人たちはそうやって言うんですが、例えば国際線の長距離は飛ばせないとか、昼間の時間帯はなるべく国際線に出さないとか、そういった前提で国際線の離発着回数3万回でターミナルをつくっていたんですね。この時代、3万回の国際線なんかじゃ全然話にならないわけです。それを6万回に増やす増設は去年の秋のタイミングで決めた。だから、そういう変革のスピードと量をアクセラレートする力は、これは政治の力しかないんですね。運輸省OBの人は、あれは自分たちが決めていた、俺たちのアジェンダでやったんだと言っていますけれども、それは真実に近くないと思います。

○川本委員 そういう意味では、別にどの規制改革の項目ももう20年前から出ている項目だと思うのです。だから、前の政権で決めたこともきちんと実行してくれる体制ができればよくて、新しい案件というのは余りないのだと思うのです。そういう意味で、それをどういうふうに行うか、前原大臣が非常に政治的リーダーシップを発揮されたということについては、非常にそこが良かったと私も賛意を表しております。

○岡分科会長 お二人のお話を伺うと、今、川本さんがまとめてくれましたけれども、私もそう感じたんですね。前回もありましたように、メニューは出そろっていると。あるいはフォローアップ案件のようなものはたくさんあるということですから、それを実現するための仕組みの一つとして、今の成功例は参考になるのかなと思います。多分これから後半のパート2で議論しますが、**「取り組むべき分野」**という意味では大体出そろっているというふうにお考えの方がたくさんおられますよね。あとは、いかにそれを実現する、成果を上げるかということになるんだろうと思いますけれども。

いかがでしょう。今のパート1のところ。よろしいですか。

そうしたら、この点については、引き続き皆さんに御検討いただいて、次の第3回るときにまたこの仕組み論議の時間をできたらつくりたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひします。

それでは、残りの時間で後半パート2として、優先分野といいますか、取り上げるべき項目というものについての意見交換に入りたいと思います。よろしくお願ひいたします。

もう既に先ほどのポイントのところであらうかと思ひますが、改めて、**「是非この分野はやるべきである」**というようなことがあれば、重複しても結構でございますので、御発言いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○佐久間委員 よろしいですか。

○岡分科会長 どうぞ。

(中塚副大臣、園田政務官入室)

○岡分科会長 ちょっとすみません。ちょうど区切りがいいところに副大臣と政務官が到着していただきました。今、議論がちょうどパート1からパート2に移動するところでございますので、それでは、早速で恐縮でございますけれども、副大臣の方から御挨拶をお願いします。

○中塚副大臣 どうも皆さん、本日もお忙しいところをお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。大変に遅参をいたしまして申し訳ありませんでした。もう既に熱心な御議論をいただいていると伺っております。前回、委員の方から、規制・制度改革ということについて、政治の役割が非常に重いという御指摘をいただいたところでもあります。私ども政務における者がそれを踏まえてこれからも努力していかなければならぬと思っております。どうぞ今後も熱心な御議論を賜りますようによろしく願いをいたします。

○岡分科会長 ありがとうございます。

では、政務官、続きましてお願いいたします。

○園田大臣政務官 私も大変遅参いたしまして失礼いたしました。今も副大臣からもお話がありました。私自身も皆さん方と御一緒に規制・制度改革を前に進めるということで、今日までも担当させていただいておりますけれども、私自身の能力不足というところも感じながら、皆さん方から御指摘をいただいたように、最終的には野田政権も含めて、私どもの政権の中においては、政治のリーダーシップというものが最終的にどういう形で決着をつけるかという点においては、大きく左右するものではないかと強く認識をさせていただいたところでございます。これからまた更に大きな柱に向かって皆さんと御一緒に進めてまいりたいと思っておりますので、また引き続きの御指導のほどよろしく願いを申し上げます。

○岡分科会長 どうもありがとうございます。

それでは、議事に戻ります。

また議論のためにという部分も含めまして、前回、私が提出したペーパーの中に、対象分野として大きくくりで申し上げたのは、1つは、現政権の最重要課題といたしますか、優先課題、その中から何か取り上げていくという考え方が1つあるのかなど。そうすると、どうしても今の野田政権では、震災からの復旧・復興、これは外せませんねと。それから、空洞化問題も含めた、いわゆる日本の再生といたしますか、経済成長の切り口の中での、その分野での何か具体的なものも当然重要な対象になるであろうと。それと、今、大変ホットな話題になっておりますエネルギー政策といたしますか、この分野においても、その切り口でも欠かせないのかということで、前回、政権の重要課題、優先課題という切り口で議論したらどうかということをお提案申し上げました。

2つ目の切り口としては、今日も委員の皆さんからありましたけれども、それとは別に、国民から、あるいは企業から、いろいろな形で要望が出てきますので、こういう要望にしっかりと応えていく部分も必要だろうと。ただ、これも選択と集中が必要だという意見、

今日ありましたように、果たして全て取り上げるということになるのか、その中からある程度分科会で議論して、分野を絞り込むということが必要なかどうか。

3点目は、これはやらなければいけない項目だと皆さん思っておられる、いわゆるフォローアップ案件ですね。今日、事務局の方から説明がありました。第1クール、第2クールで閣議決定した案件の中も、先ほどある委員がおっしゃっていましたが、「よく読んでみたら、“検討する”というのが圧倒的に多いじゃないの」というようなことから、そういったものについてもしっかりと取り上げて、実現していくということも必要だと。この場合も、今日の資料にもあるように、たくさんの項目がございます。ここも場合によっては選択と集中でやっていく必要があるかと思えます。骨太を2つ3つに絞ってやるという御意見もありました。そんなことも含めて、是非意見交換をさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひしたいと思えます。

○佐久間委員 先ほどちょっと言いかけたことは、今、会長がおっしゃったことにも通じるんですけども、骨太の議論というのも非常に重要だと思っています。それが既に昔から大体分かっているというのもよく分かりました。ただ、私の場合は今回が初めてということですので、なぜ今までの、個別案件を含めて、やらなければいけないと決めた事項が実現されていないのかについて、その背景、先ほど言いましたように、原因を明らかにすると。それによって逆に先ほどの最初の議題である仕組みに戻ってくるんだろうなど。多分そこには仕組みの問題もあるだろうというところで、その仕組みを直していくということが出てくるんじゃないのかと思えます。

ですから、これは是非検討していく必要があるだろうと考えます。

あと、個別の優先課題なんですけれども、前回もちょっと申し上げましたけれども、大震災からの復旧・復興というのは、やるべきことが積み上がっていて、既に実施されていないといけないものも多いはずで、これこそまさになぜやっていないのか、こういう視点ではないかと思えます。

以上です。

○岡分科会長 ありがとうございます。

翁さん、どうぞ。

○翁委員 今、経済のオープン化ということで、最近、野田首相も、貿易立国である以上、それを進めていくべきだという御発言もございますし、そういったことを踏まえて、農業の問題についてはどう取り組んでいくかということ、ここできちんと我々としての意見を出していくべきではないかなと私は思っております。

○岡分科会長 ありがとうございます。

他、いかがでしょうか。大室さん、どうぞ。

○大室分科会長代理 骨太の議論については、短期間ということもありテーマを幾つかに絞ってやらなくてはいけないと思えます。中でも、今まで長く規制されている部分を取り払うことが一番大きな目的だと思えます。そういう意味で、翁委員が話された農業の問題

は、長く議論されてきたにもかかわらず規制改革が進んでいないという意味で、今回取り上げる必要があると私も思います。

また、第2クールのときに、やはり一番抵抗が大きいというか、改革が進まなかったのが、医療、つまりの厚生労働省関係のもので改革案に対し全面的にノーという回答でした。私は医療の問題と農業の問題が、骨太の議論として一番ふさわしいと考えます。農業による貿易立国、産業の成長、法人の参入等について議論をする、あるいは実際に改革を進めるため、私はこの2点を分科会の重点課題として取り上げるべきという意見です。

○岡分科会長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。川本さん、どうぞ。

○川本委員 もう先ほど具体的な項目で申し上げましたが、農業の問題、第一次産業への株式会社参入といったところからは避けて通れないと思います。分け方としては。その中での的を絞って株式会社参入ということを取り上げてはどうかと思いますし、2つ目は、ライフイノベーションという形で、混合診療については、民主党政権になってからも成長戦略の中で書いていらっしゃるわけですから、そういう意味ではそれを進めないはずがないという感じがいたします。

それと、もう一つ付け加えさせていただけるとしたら、経済のオープン化ということで、私は最近非常に心配なのは、どんどん海外に出ていく企業も増えていくわけですね。そのときに、日本のこの法曹人口の少なさで、いろいろなリーガルな問題をきちんとチェックし得るのだろうかというのはとても気になっていまして、法曹人口の拡大というのはオープン化していく中で必須の事項だと思うことを付け加えさせていただきたいと思います。

○岡分科会長 ありがとうございます。

○大上委員 各委員の皆さんの意見におおむね賛成で、1つは、グローバルに変化が激しく流動化してきている中で、規制というのは必ずしも絶対的なものでなくて、相対的に地域間の競争という観点で考えるべきような項目が増えてきていると思うんですが、今はまだ絶対的な、規制が神様であるかのような規制制度が非常に多いと思うんです。そういう意味で、農業もそうですし、エネルギーもそうですし、あとは金融が私は非常に、法曹の問題もそうなんですが、もっと広げて、お金をいかにダイナミックに活用するかという観点での金融の規制が日本にはまだ多過ぎるんじゃないかと。そういう問題意識を非常に持っておりまして、こここのところは経済効果という意味では極めて重要な意味があると思われれますので、取り上げてはいかがかと思えます。

あと、もう一点、しつこくやっていてなかなか進まないというテーマ、混合診療なんかもそうだと思うんですが、なかなか実現というのは神学論争みたいな部分があって、すごく労力をかけたわりに、突破できるかどうかというのは正直分らないと思うんです。そういう意味で、1点ありますのが、文化財の保護行政ですね。今回の、資料2の3枚目の方針ということで、稼働中の産業遺産の世界遺産への登録と、これは各省連携でやるというふうに閣議決定されているものですが、閣議決定どおりにはなかなか進まない。こうい

う象徴的なテーマを1つ取り上げて、我々が前に進めていくということも考えてもよろしいのではないかと思います。

○岡分科会長 ありがとうございます。

安念さん、何かございませんか。

○安念委員 さっき佐久間さんが、どうして分かりきったことが進まないんだろうとおっしゃったでしょう。それは、まず第1に、本当に分かっていない人が多数いるということなんです。その大部分は学界とマスコミにいるんです。賢明な政府が統治すると人々が幸せになるという、プラトン以来の伝統をそのまま引き継いでいるのです。言い換えれば、ソーシャリストの集団だということです。

次に、第2に、分かっているんだけど、自分たちの利益のために分からない振りをしている人というのがまた多数いて、これは言うまでもなく霞が関に多数いるわけですし、要するに、本当に心底分かっていない人と、分からない振りをしている人がいっぱいいて、それらの人々が情報発信能力の大部分を独占しているんです。ですから、実は分かっているはずなのに進まないんだというのは、それは違うんです。分かっていない人と分からない振りをしている人に日本は支配されているので、進まないのは極めて当然と、そういうことになると思います。だから、合理的なんですよ、ある意味で。進まないのが。

分野については、とにかく幾つか決めて、少数を決めて、とにかくやりましょう。手広くやらなくても最後が短冊になってしまうんだけど、手広くやれば、ますます短冊になってしまうから、これは極端に言えば、分科会長に決めていただいてもいいと思います。これでいこうと。それならそれで、主担任みたいなものを割り振ってやるのもいいし、全体でやるのもいいし、更には、それこそ分科会長のおっしゃる親会議で、刷新会議も巻き込んで、もう一つ上のレベルでも問題意識を共有していただくという方がやりやすいと思いますので、それもよろしいと思います。

○岡分科会長 ありがとうございます。

佐久間さん、今の御説明でいかがでしょうか。

○佐久間委員 分かったような気にもなりましたが、よく会社であるのは、高尾山に登ったことのない人がエベレスト登頂を目指す。これは非常にいいことなんですけれども、大体そういう話というのは実現はしないと、こういうこともあります。

私が先ほど言った点検というのは、逆にもうちょっと小さいものなのかもしれません。ですから、ちょっと前に出した、マイクロ波を使った測定器。これに何で無線局の開設が要するのか。これはなぜ実現されていないのかと、こういう質問です。これは、分かっている人と分からない振りをしている人がいるような問題なのかどうかがよく分からないと。

というようなものもあるので、そういうものは、仕組みなり、プライオリティという問題もありますし、逆に要望自身がおかしいと。そういうことというのは、使う方にとってはいいけれども、迷惑を被る人がいるんだと、こういう議論なのかと、こういうことです。

ただ、時間に限りがありますから、ある程度焦点を絞るということに関しては、この分

科会に関しては賛成です。

○岡分科会長 ありがとうございます。

まだちょっと時間がありますが、いかがですか。よろしいですか。どうぞ、川本さん。

○川本委員 発言としてふさわしいかどうか分からないんですけども、岡会長が書かれた仕組みのところで、「政治のリーダーシップを引き出す「仕組み」」と書いておられて、民間委員に引き出されなければいけない程度のリーダーシップであれば問題ですね。これを書かなければいけないところにすごく大きな問題があるという感想をしみじみ、持ちました。

○岡分科会長 おっしゃるとおりであります。私もまだ第2クールからの参加なんですけど、長らくやったださっている方々やいろいろな皆さんの意見を聴くに、やはりこれを書かなければいけないような状態なんだと私は認識をしているんですね。霞が関の皆さんとも結構話しましたが、結局、ここに行き着いちゃうんですね。官僚側のエクスキューズも一部あると思いますよ。でも、これは必要条件なんだなと思いました。それをどういう形で仕組みづくりができるかというのは、ここにおられる副大臣、政務官、あるいは蓮舫大臣、あるいは場合によっては野田首相の強いリーダーシップをもって、各省庁の政務三役の皆さんが、さっきの国交省のいい一つの例がありましたけれども、そういう形で一つのテーマについてプロジェクトチームをつくって、政・官が連携してやるような、そういうものをつくり上げないと、大きいテーマになればなるほど、どうしようもないんだらうなと。通達あたりで変えることのできるようなものであれば、場合によったら、そこまでやらなくてもできるかもしれませんけれども、多少骨太に近いようなものをやろうとすると、これは欠かせないんだらうなと思っております。実現は難しいんですけども、ただ、これを外しては前へ進めないなという思いではございます。

○大上委員 今のような話は、やらなければいけないというような意識は霞が関の中にはあるんですね。ぼろっと漏らしたりするんですよ。平成の農地解放だと。戦後の農地法大改正にやったようなプロジェクトをやりましょうよと言ったりするときもあるんですよ。そういうところに、ただ、人がいない、それから、そういうことをやるなら、それなりのリーダーシップがあって、プロジェクトがあってやらなければいけないじゃないですか。そういうものをどう拾い上げて付けてあげるかというのも、ある意味、それは政治がやるべきだというふうに投げかけたままで終わるよりは、我々が拾えるものなら拾って、そういうものを政治の方に声としてつないでいくような、そういう役割は、これはしようがないじゃないですか。でかい官僚機構で、いきなり大臣になっちゃったわけですから、よく分からないわけですよ。機構をどう運営していいか、どう改革をやっていいか。だけど、我々はそれをやりたいわけで、そういうものをどう拾ってきて、どうつなぐかということは、私は政治のリーダーシップを引き出すために是非やりたいと委員としては思います。

○岡分科会長 参考になりました。是非、次回に向けて、今日の意見を参考に、事務局の方で取りまとめていただいて、事前に皆さん方にまた御連絡して、次の会議でこういう仕

組みの具体的なものをつくり上げて、蓮舫大臣、中塚副大臣、園田政務官に協力していただいで具体化していくという方向に持っていきたいと考えております。

それでは、ほぼ時間になりましたので、今日の議論を踏まえた今後の方向性について、事務局の方からお話しいただきたいと思えます。

○小村参事官 そうしましたら、事務局の方から今日の御議論を聴かせていただいで、幾つか整理点を認識しておりますので、少し御紹介させていただいて、次回にそれを形にしたものを御提示差し上げたいと思っております。

1つ目は、環境の変化が激しくて、政府としても喫緊の課題として認識して、急いでやらなければいけないもの。これは震災の復旧・復興とかエネルギーという例示がございましたけれども、こういったものについての対応というのがまずカテゴリーとしてあるのかなというのが1つ目です。

2つ目は、従前からの懸案課題としてやっているものですね。ここについては、フォローアップとも連動してまいりますので、そこをどうするかという整理もございしますが、絞り込みをして戦略を立ててという部分なので、これを時間の軸の中でどういったふうに考えていくかというのが2点目であります。

3つ目が、今の2番目とも絡みますが、フォローアップ、これをどういった方針でどれぐらいの期間でやっていくのか。絞り込んでいくか、全面的にやっていくかも含めて、そういった課題があるのかなというのが3点目でございます。

4点目が、手続の透明性とかP D C A的なルールで回していくというところを、全体として考えた方がいいのかなというのが4つ目の問題意識。

5つ目が、従来の個別項目への対応というものについて、引き続き取り組んでいくということではございますけれども、これをどう対処するか。大きくはこの5つのものの取扱いを、それぞれの要所要所に成果が上がる仕組みをどううまく機能させて整えていくかということだと思っておりますので、次回の25日については、事務局から議論のたたき台となるようなペーパーを出させていただいて、また御議論いただければと思っております。よろしく願いいたします。

○岡分科会長 ありがとうございます。

私から1つ、皆さんの御意見を聴いて、御賛同いただければという点は、今日の仕組みの議論のところでも、あるいは分野のところでも触れましたけれども、復興本部だとかエネルギー・環境会議等々、そういったところが彼らの目的のために動いているわけですね。我々は、規制・制度改革という切り口でその活動をサポートしていくという部分がございます。特に、復旧・復興、あるいはエネルギー、あるいは空洞化対策、こんなところについては、重要であり、かつ緊急性も高いということもございしますので、私は分科会の事務局に、そういう組織の事務局との情報交換に入ってもらってもいいのかなと思っております。そこで得た情報をベースに、またここで必要に応じて議論したらいいと思うんですが、とりあえず今はバラバラになっているわけですが、事務局の情報交換ぐらいは

もう入ってもいいのかなと、かように思います。また、そのテーマでワーキンググループの設置が必要だというような部分も今後出てくるでしょう。いずれにしても、決定はここでまた議論して決めますが、準備的なアクションをやってもらったかどうかと思うんですけれども、皆さん、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○岡分科会長 では、事務局、そういうことで早速アクションをとっていただきたいと思えます。

それでは、次回は10月25日火曜日、時間は今日と同じ午後2時半から午後4時までを予定しております。場所等は追って事務局から御案内をさせていただくということになろうと思えます。

今日は活発な御議論、大変ありがとうございました。お忙しいところ御参加いただきまして、誠にありがとうございました。次回もよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。副大臣、政務官、どうもありがとうございました。